

測量作業共通仕様書

平成 1 6 年 7 月

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

目 次

第 1 章 総 則

第 1 節 一般事項

第 1 条	適用範囲	1
第 2 条	用語の定義	1
第 3 条	業務の着手	2
第 4 条	作業実施	2
第 5 条	測定の基準	2
第 6 条	設計図書を支給及び点検	2
第 7 条	監督職員	3
第 8 条	管理技術者	3
第 9 条	提出書類	3
第 10 条	打合せ等	4
第 11 条	作業計画書	4
第 12 条	資料等の貸与及び返却	4
第 13 条	関係官公庁への手続き等	4
第 14 条	地元関係者との交渉等	4
第 15 条	土地の立ち入り等	5
第 16 条	成果品の提出	5
第 17 条	関係法令及び条例の遵守	5
第 18 条	検査	5
第 19 条	修補	5
第 20 条	条件変更	6
第 21 条	契約変更	6
第 22 条	履行期間の変更	6
第 23 条	一時中止	6
第 24 条	発注者の賠償責任	7
第 25 条	請負者の賠償責任	7
第 26 条	部分使用	7
第 27 条	再委託	7
第 28 条	成果品の使用等	7
第 29 条	守秘義務	7
第 30 条	安全等の確保	7
第 31 条	木杭等の規格	8
第 2 節	測量作業の適正化	
第 32 条	作業準備	8
第 33 条	測量機器	8
第 34 条	工程管理	8
第 35 条	工程についての事前協議	8
第 36 条	関連作業との調整	8
第 37 条	成果品の点検	8
第 38 条	安全管理	9
第 39 条	事故防止	9
第 40 条	コンピュータによる計算	9

第2章 測量作業

第1節 一般事項	
第41条 測量成果の確認	9
第42条 既知点成果の受領	9
第43条 既知点の使用	9
第44条 機器検定書	9
第2節 基準点測量	
第45条 選点図・平均図の作成	9
第46条 永久標識の設置	9
第47条 基準点の木杭標示	9
第3節 現況測量	
第48条 空測単点	10
第49条 対空標識	10
第50条 現地調査作業	10
第51条 調整計算	10
第52条 図化	10
第53条 直線地物の描画	10
第54条 方眼基準杭	10
第4節 数値現況測量	
第55条 数値現況図のデータ	10
第5節 境界測量	
第56条 境界石標等の設置	10
第6節 確定測量	
第57条 記号	10
第58条 街区番号	10
第59条 画地面積の計算	10
第60条 画地番号	11
第61条 境界標の設置	11
第7節 用地確定測量	
第62条 境界石標等の設置	11
第8節 調査作図	
第63条 現況調整土地図の作成	11
別表 木杭の規格表	12
別記 作業計画書の作成要領	13
様式 - 1 作業計画書の様式	14
様式 - 2 業務打合せ記録簿	17
様式 - 3 指示書等	18
様式 - 4 部分使用に係る様式	21

第1章 総則

第1節 一般事項

(適用範囲)

第1条 この共通仕様書は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の施行する測量作業(以下「測量作業」という。)に適用する。

2 契約図書は相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は契約の履行を拘束するものとする。

3 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間に関連がある場合、請負者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。

(用語の定義)

第2条 この共通仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「発注者」とは、契約職(分任契約職を含む。)とする。

(2) 「請負者」とは、測量作業の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社、その他の法人をいう。

(3) 「監督職員」とは、契約書に定められた範囲内において請負者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第9条第1項で規定する者であり、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。

(4) 「総括監督員」とは、監督総括業務を担当し、主に、請負者に対する指示、承諾又は協議及び関連業務等の調整のうち重要なものの処理、および設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における発注者(契約職又は分任契約職)に対する報告等を行うとともに、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに監督業務の掌理を行う者をいう。

(5) 「主任監督員」とは、現場監督総括業務を担当し、主に請負者に対する指示、承諾又は協議(重要なもの及び軽易なものを除く)の処理、業務実施のための詳細資料等(軽易なものを除く)の作成および交付又は請負者が作成した資料の承諾を行い、又、契約図書に基づく工程の管理、立会、検収の実施(他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む)で重要なものの処理、関連業務等の調整(重要なものを除く)、設計図書の変更(重要なものを除く)、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並びに一般監督業務の掌理を行う者をいう。

(6) 「監督員」とは、一般監督業務を担当し、主に請負者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理、業務実施のための詳細資料等で軽易なものの作成および交付又は請負者が作成した資料のうち軽易なものの承諾を行い、又、契約図書に基づく工程の管理、立会等を行い、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における主任監督員への報告を行う者をいう。

(7) 「検査職員」とは、測量作業の完了の検査にあたって、契約書第31条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。

(8) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、請負者が定めた者をいう。

(9) 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該測量作業に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。

(10) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。

(11) 「設計図書」とは、仕様書、図面、条件説明書及び条件説明に対する質問回答書をいう。

(12) 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書(これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。)を総称していう。

(13) 「共通仕様書」とは、各測量作業に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。

(14) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該測量作業の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。

- (15)「条件説明書」とは、測量作業の入札等に参加する者に対して、発注者が当該測量作業の契約条件を説明するための書類をいう。
- (16)「質問回答書」とは、条件説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- (17)「図面」とは、入札等の際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- (18)「指示」とは、監督職員が請負者に対し、測量作業の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (19)「請求」とは、発注者又は請負者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為あるいは同意を求めることをいう。
- (20)「通知」とは、発注者若しくは監督職員が請負者に対し、又は請負者が発注者若しくは監督職員に対し、測量作業に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (21)「報告」とは、請負者が監督職員に対し、測量作業等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (22)「申し出」とは、請負者が契約内容の履行あるいは変更に関して、発注者に対して、書面をもって同意を求めることをいう。
- (23)「承諾」とは、請負者が監督職員に対し、書面で申し出た測量作業の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (24)「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- (25)「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- (26)「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と請負者が対等の立場で合議することをいう。
- (27)「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。
- (28)「提出」とは、請負者が監督職員に対し、測量作業に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (29)「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合はテレックス、電信及びファクシミリにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
- (30)「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が測量作業の完了を確認することをいう。
- (31)「打合せ」とは、測量作業を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等を監督職員が面談により、作業の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (32)「修補」とは、発注者が請負者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に請負者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- (33)「協力者」とは、請負者が測量作業の遂行にあたって、再委託する者をいう。

(業務の着手)

第3条 請負者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に測量作業に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が測量作業の実施のため監督職員との打合せ、又は現地踏査を開始することをいう。

(作業実施)

第4条 測量作業は、地域振興整備公団測量作業規程及び同運用基準（以下「規程」という）並びに設計図書により実施するものとする。

(測定の基準)

第5条 測定の基準は、規程第2条の規定によるほかは監督職員の指示によるものとする。

(設計図書の支給及び点検)

第6条 請負者から要求があった場合で、監督職員が必要を認めるときは、請負者に図面の原図を貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているも

のについては、請負者の負担において備えるものとする。

- 2 請負者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 監督職員は、必要と認めるときは、請負者に対し、図面等を追加支給するものとする。

(監督職員)

第7条 発注者は、測量作業における監督職員を定め、請負者に通知するものとする。

- 2 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 契約書の規定に基づき、発注者が監督職員に委任した権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
- 4 監督職員が、その権限を行使するときは、書面により行うこととする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が請負者に対し口頭による指示等を行った場合には、請負者はその指示等に従うものとし、後日書面により監督職員と請負者の両者が指示内容を確認するものとする。

(管理技術者)

第8条 請負者は、測量作業における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。

- 2 管理技術者は、契約図書等に基づき、測量作業に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。
- 3 管理技術者は、測量法(昭和24年法律第188号)第49条により登録された測量士として8年以上の実務経験を有する者又はこれと同等以上の能力を有する者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。
- 4 管理技術者に委任できる権限は、契約書第10条第2項に規定した事項とする。ただし、請負者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は請負者の一切の権限(契約書第10条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く)を有するものとされ、発注者及び監督職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
- 5 管理技術者は、監督職員が指示する関連のある測量作業等の請負者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- 6 請負者又は管理技術者は、屋外における測量作業に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、請負者の行うべき地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、測量作業が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

(提出書類)

第9条 請負者は、別に定める様式により、契約後関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。

- 2 請負者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、請負者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 請負者は、契約時、変更時及び完了時の各時点において、業務請負代金500万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(T E C R I S)に基づき、業務実績情報として「業務カルテ」を作成し監督職員の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターにフロッピーディスク又はオンラインにより提出するとともに、(財)日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督職員に提出しなければならない。なお、請負者が公益法人の場合はこの限りではない。

提出期限は、次の各号のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) なお、履行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

(打合せ等)

第10条 測量作業を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、測量作業の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容について、その都度請負者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

2 測量作業着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について請負者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

3 管理技術者は、設計図書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

(作業計画書)

第11条 請負者は、契約後15日以内に別に定める様式により作業計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

2 作業計画書には、契約図書に基づき次の事項を記載するものとする。

- (1) 測量業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 作業実施計画表
- (4) 使用する主要機器
- (5) 作業組織計画(方法、編成及び作業員名簿)
- (6) 打合せ計画
- (7) 成果品の内容、部数
- (8) 使用する主な図書及び基準
- (9) 連絡体制(緊急時を含む)
- (10) その他必要事項

3 請負者は、作業計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更作業計画書を提出しなければならない。

4 監督職員が指示した事項については、請負者はさらに詳細な作業計画に係る資料を提出しなければならない。

(資料等の貸与及び返却)

第12条 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料等を請負者に貸与するものとする。

2 請負者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は、ただちに監督職員に返却するものとする。

3 請負者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷させてはならない。万一、損傷した場合には、請負者の責任と費用負担において修復のうえ、監督職員が指示した期日までに返却するものとする。

4 請負者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複写してはならない。

(関係官公庁への手続き等)

第13条 請負者は、測量作業の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また請負者は、測量作業を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

2 請負者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

(地元関係者との交渉等)

第14条 契約書第12条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、請負者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり請負者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

2 請負者は、測量作業の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との

間に紛争が生じないように努めなければならない。

- 3 請負者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により請負者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- 4 請負者は、測量作業等の実施中に請負者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 5 請負者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて変更するものとする。なお、変更に要する履行期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

(土地の立ち入り等)

第15条 請負者は、測量作業を実施するため、公団以外の者が占有する土地に立入る場合は、あらかじめ監督職員に報告するとともに請負者の責任において関係者と緊密かつ十分な協議を保ち円滑な測量の進捗を期さなければならない。また、関係法令に規定する身分証明書を常時携帯し関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告しなければならない。

- 2 請負者は、測量作業実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する場合は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、監督職員の指示がある場合は請負者はこれに協力しなければならない。
- 3 請負者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他に、監督職員と協議により定めるものとする。

(成果品の提出)

第16条 請負者は、測量作業が完了したときは、設計図書に含む成果品を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

- 2 請負者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。
- 3 請負者は、成果品において使用する単位は、国際単価系(SI)とする。ただし、監督職員の指示がある場合は従来単位と併記するものとする。

(関係法令及び条例の遵守)

第17条 請負者は、測量作業の実施に当たっては、関連する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

(検査)

第18条 請負者は、契約書第31条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備が全て完了し、監督職員に提出していなければならない。

- 2 発注者は、測量作業の検査に先立って請負者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において請負者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は請負者の負担とする。
- 3 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 測量作業成果品の検査

(2) 測量作業管理状況の検査

測量作業の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

(修補)

第19条 請負者は、修補は速やかに行わなければならない。

- 2 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、請負者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。ただし、その指示が請負者の責に帰すべき

ものでない場合は、異議申し立てができるものとする。

- 3 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
- 4 検査職員が指示した期間内に修補が完了した場合には、発注者は、契約書第31条第2項の規定に基づき、検査の結果を請負者に通知するものとする。

(条件変更)

第20条 監督職員が請負者に対して、測量作業内容の変更又は設計図書の訂正(以下「測量作業の変更」という。)の指示を行う場合は、書面によるものとする。

- 2 請負者は、設計図書に明示されていない履行条件について、予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期できない特別な状態」とは、次の各号に該当する場合をいう。

- (1) 第15条第1項に定める現地への立入りが不可能となった場合
- (2) 天災その他の不可抗力による損害
- (3) その他発注者と請負者が協議し、当該規定に適合すると判断した場合

(契約変更)

第21条 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量作業の契約変更を行うものとする。

- (1) 測量作業内容の変更により、契約金額に変更が生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 監督職員と請負者が協議し、測量作業履行上必要があると認められた場合
- (4) 契約書第30条の規定に基づき、契約金額の変更に代える設計図書の変更を行った場合

- 2 発注者が、前項の場合において変更する契約図書は、次の各号に基づき作成するものとする。

- (1) 第20条の規定に基づき監督職員が請負者に指示した事項
- (2) 測量作業の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
- (3) その他発注者又は監督職員と請負者との協議で決定された事項

(履行期間の変更)

第22条 発注者は、請負者に対して測量作業の変更の指示を行う場合において、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。

- 2 請負者は、契約書第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表、その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

- 3 契約書第23条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、請負者は速やかに作業実施計画表を修正し提出しなければならない。

(一時中止)

第23条 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は請負者に書面をもって通知し、必要と認める期間、測量作業の全部又は一部を一時中止させるものとする。

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
- (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、測量作業の続行を不相当と認めた場合
- (3) 環境問題等の発生により測量作業の続行が不相当又は不可能となった場合
- (4) 天災等により測量作業の対象箇所の状態が変動した場合
- (5) 第三者及びその財産、請負者、使用人並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合

- 2 発注者は、請負者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、測量作業の全部又は一部の一時中止をさせることができる。

- 3 前2項の場合において、請負者は測量作業の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。

(発注者の賠償責任)

第24条 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

(請負者の賠償責任)

第25条 請負者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、請負者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 契約書第41条に規定する瑕疵責任に係る損害
- (3) 請負者の責により損害が生じた場合

(部分使用)

第26条 発注者は、次の各号に掲げる場合において契約書第33条の規定に基づき、請負者に対して部分使用を請求することができるものとする。

- (1) 別途設計業務等の用に供する必要がある場合
- (2) その他特に必要と認められた場合

2 請負者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

(再委託)

第27条 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、請負者はこれを再委託することはできない。

(1) 測量作業における総合的企画、作業遂行管理、技術的判断及び観測

2 請負者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 請負者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。

4 請負者は、測量作業を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し測量作業の実施について適切な指導、管理のもとに測量作業を実施しなければならない。なお、協力者は地域振興整備公団の指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

(成果品の使用等)

第28条 請負者は、契約書第6条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果品を発表することができる。

2 請負者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

(守秘義務)

第29条 請負者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 請負者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、第28条第1項の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(安全等の確保)

第30条 請負者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。

2 請負者は、測量作業関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

3 請負者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量作業実施中の安全を確保しなければならない。

4 請負者は、測量作業の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育

の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

- 5 請負者は、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- 6 請負者は、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 測量作業に伴い伐採した築木等は、現場にて焼却を行わず、監督職員の指示に従って適正に処分しなければならない。
 - (2) 請負者は、使用人等の喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。
 - (3) 請負者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- 7 請負者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
- 8 請負者は、測量作業の実施にあたっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- 9 請負者は、測量作業実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

(木杭等の規格)

第31条 木杭等の規格は別表によるものとし、別表に定めのないものは、監督職員の指示によるものとする。

第2節 測量作業の適正化

(作業準備)

第32条 請負者は、測量作業の実施前に図面及び仕様書に基づき、十分な現地調査を行い、測量区域及び測量箇所を確認しなければならない。

2 請負者は、測量作業の実施に先立ち、基準点成果及び資料の収集整理を行い、誤りがないかを確認しなければならない。

3 請負者は、設計図に定める事項についての疑義及び測量作業の細目について、監督職員と協議するものとする。

(測量機器)

第33条 測量作業に使用する機器は、各種測量に適合するものを用い、機器の機能を十分保持したものを使用しなければならない。

2 監督職員が適当でないと判断したときは、取り替えなければならない。

(工程管理)

第34条 請負者は、あらかじめ監督職員に提出した作業計画書に基づき、各作業工程ごとに作業細部計画書を作成し、作業着手前に監督職員に提出して承諾を得なければならない。

2 作業細部計画書を変更しようとする場合は、前項の手続きに準ずるものとする。ただし、軽微な変更の場合はこの限りではない。

3 前項のただし書きにより変更を行ったときは、その都度監督職員に報告しなければならない。

(工程についての事前協議)

第35条 請負者は、特に期日を定められた箇所については、事前に監督職員と協議し、所定の期日内に完了するよう、監督職員と密接な連絡をとらなければならない。

(関連作業との調整)

第36条 測量現場が隣接し、又は同一場所において実施する別途測量がある場合には、常に相互が協調するとともに成果の照合を行わなければならない。

(成果品の点検)

第37条 請負者が行う測量成果及び測量記録の社内検査において、観測手簿、計算簿

等の点検した箇所については、赤色の検符を付し手簿の第1頁に点検者（管理技術者とする。）の氏名及び点検年月日を記入するものとする。なお、観測手簿は観測終了後、直ちに観測者が自ら鉛筆で検符しなければならない。

（安全管理）

第38条 請負者は、測量作業中、交通の妨害になるような行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為等がないように、十分注意を払わなければならない。

（事故防止）

第39条 請負者は、事故防止等のために特に認めるときは、臨機の処置を講じなければならない。

2 請負者は、測量作業中、作業に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは、応急の処置を講ずるとともに、遅滞なく事故発生の原因及び経過、事故による損害の内容等を監督職員に報告しなければならない。

（コンピュータによる計算）

第40条 請負者は、測量の計算をコンピュータで行う場合は、所定の点検を行ったプログラムを使用しなければならない。

第2章 測量作業

第1節 一般事項

（測量成果の確認）

第41条 請負者は、この測量に必要な既知点の成果及び点の記を調査し、現地においてもこれらの異状の有無を調査し、確認のうえ、使用するものとする。監督職員からこの測量に必要な既知点の成果及び点の記の交付を受けた場合には、現地においてこれらの異状の有無を調査し、確認のうえ、使用するものとする。

（既知点成果の受領）

第42条 必要とする既知点が基本（国家）基準点又は他の機関の公共基準点のものである場合は、その成果等の受領は、請負者が行うものとする。

2 受領困難の場合は、監督職員と協議する。

（既知点の使用）

第43条 既知点が所定の精度を確保し難い場合には、監督職員と協議のうえその採否を決定しなければならない。

（機器検定書）

第44条 機器の検定記録、検定証明書は手簿の表紙の次に繰り込むものとする。

第2節 基準点測量

（選点図・平均図の作成）

第45条 選点図は、地区の大きさにより1/1,000～1/5,000の縮尺の地図上に路線番号（例えば、P-1、P-2等）を記入し作成するものとする。また、選点図に基づき平均図を別個に作成し監督職員の承諾を得るものとする。

（永久標識の設置）

第46条 永久標識の設置における埋設の方法は、地下埋設とするのを原則とする。地下埋設は標識の頭部に、金属標を固定したコンクリート杭又は花崗岩を用い、規程付録2に定めるほか、次の各号によるものとする。

- (1) 標識の頭部に固定した金属標の文字は、南側に立正して読めるように設置する。
- (2) 保護コンクリート枠は、道路上の場合道路中心線に平行となるように位置させ、上面は地面とほぼ等しい高さになるように施工する。
- (3) 埋設完了後、安定した後に測量作業を行う。

2 標識の頭部をやむを得ず地上に露出させた場合には、堅固な防護施設（保護石等）を設けるものとする。

（基準点の木杭標示）

第47条 1～4級基準点で、特記仕様書で永久標識を埋設しないものと定めた場合は、木杭で標示するものとする。

第3節 現況測量

(空測単点)

第48条 空測単点は、木杭で標示するものとし、その規格は、別表による。

(対空標識)

第49条 対空標識は、空中三角測量の精度を確保できるよう既知点の配置等を十分に検討のうえ設置するものとする。

(現地調査作業)

第50条 現地調査結果を空中写真に整理する場合の使用する色は、次表を標準とする。

区 分	色
注記、記号、地物	赤
植生記号、植生界	緑
水 が い 線	青

(調整計算)

第51条 空中三角測量の調整計算において、較差及び残差の大きい既知点については、その理由を十分検討のうえ、その検討結果を監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(図化)

第52条 対地標定においては、モデル内に含まれるすべての既知点の水平位置及び標高を点検し、その結果が誤差の制限を超えた場合は、その原因を調査し、監督職員に報告するものとする。

(直線地物の描画)

第53条 直線地物を点描方式で描画する場合は、その中間において図化機で点検するものとする。

(方眼基準杭)

第54条 方眼基準杭は、木杭として、頭部に赤白のペンキを塗り、赤白の区分線が方眼基準線と平行になるように設置し、杭には図面対象番号を記入するものとする。

第4節 数値現況測量

(数値現況図のデータ)

第55条 数値現況図のデータは、デジタルマッピングデータファイル仕様に従って記録するものとする。記述する内容及び形式等は、規程付録7によるものとする。

2 数値現況図のデータは、図式により分類されるが、分類コード及びデータの取得基準等は規程付録6に基づき取得分類するものとする。

第5節 境界測量

(境界石標等の設置)

第56条 境界石標等の設置において、境界石標及び地区界杭の規格及び埋設は、規程付録2によるものを標準とする。

第6節 確定測量

(記号)

第57条 準拠点の記号には、Fを用い順次に番号をつける。

2 中心点の記号には、Cを用い順次に番号をつける。

(街区番号)

第58条 街区には、あらかじめ基本設計図に基づき、監督職員の指示に従って順次に番号をつける。

(画地面積の計算)

第59条 画地の辺長の計算において、街区の辺長から既に決定した各画地辺長の合計

を差し引いて残りの画地の辺長を求めてはならない。

2 画地の面積の計算においては、街区面積から計算済の各画地面積の合計を差し引いて残りの画地面積を求めてはならない。

(画地番号)

第60条 画地には、監督職員の指示に従って順次に番号をつける。

(境界標の設置)

第61条 街区点、画地点に設置するコンクリート標杭の規格及び埋設は、規程付録2によるものを標準とする。

第7節 用地確定測量

(境界石標等の設置)

第62条 境界石標等の設置において、境界石標及び境界杭の規格及び埋設は、規程付録2によるものを標準とする。

第8節 調査作図

(現況調整土地図の作成)

第63条 現況調整土地図は、土地図(公図)等を参考とし、現況図に地番及び筆界線を記入して作成する。

別表（第31、48条関係）

木杭の規格表

杭の名称		規格（単位cm）	色又は符号	摘要
1・2級基準点		12×12×90	P	永久標識を設置しない点 （土地造成区域外の点、粗造成等のための点等）
3級基準点		6×6×90	A（赤ペンキ）	
4級基準点		6×6×60	B（黄ペンキ）	
仮水準点（仮BM）		15×15×90	BM	
方眼基準杭		6×6×60	赤・白ペンキ	
方眼杭		3×3×30	無色	
視通杭		4.5×4.5×45	白ペンキ	縦断視通杭、末端視通杭
IP杭		9×9×90	青ペンキ	
中心杭	測点杭	6×6×60	赤ペンキ	No.を表示
	測点杭のプラス	6×6×60	赤ペンキ	No.+(m)を表示
	役割杭	6×6×90	青ペンキ	
保護杭		6×6×90	本杭と同じ	
控杭		6×6×60	白ペンキ	
水際杭		4.5×4.5×60	黄ペンキ	
用地幅杭		6×6×60	黄ペンキ	
中心点杭		6×6×60	C（白ペンキ）	
街区点杭		6×6×60	青ペンキ	
画地境界杭		6×6×60	青ペンキ	
空測単点杭		3×3×30	黄ペンキ	

別記（第11条関係）

作業計画書の作成要領

- 1 . 作業計画書は、監督職員に提出するものとする。
- 2 . 件名、作業量は、契約名及び契約数量を項目別に記載する。
- 3 . 作業区域は、地形図に測量範囲がわかるように示す。
- 4 . 工期は、契約工期を記載する。
- 5 . 使用する測量成果は、項目別に記載する。
- 6 . 作業編成は、工程別の作業責任者及び総括責任者となる管理技術者の氏名、測量士登録番号及び登録年月日、測量経験年数等を記載する。
- 7 . 作業実施計画表は、工程別に準備から整理及び成果等の検定を含めて棒グラフで示す。
- 8 . 前5 . 6 において小規模で工期が極めて短い作業の場合は、工種別としない計画によることができる。ただし、作業内容が基準点測量及び現況測量等にまたがる場合は、各測量ごとの作業編成、作業実施計画表とし、各測量ごとの作業責任者を定める。
- 9 . 作業責任者は、実務について、十分な技術と経験を有する測量士であることを原則とする。
- 10 . 作業実施計画表において、図面ごとの計画を必要とする場合は、工程別欄に図面名又は図面番号を記載する。
- 11 . 主要機械で機械番号のあるものは記入する。
- 12 . 作業の方法は、計画図又はフローチャートで方法又は流れを示す。
- 13 . 作業計画図は、作業の範囲、量、方法等を地形図上に表示したもので、全般がわかるようなものとする。ただし、全般を一つで表すことができない場合は、各工種ごとか又は繁雑にならない範囲で数工種を統合したものを作成する。
- 14 . 作業員の名簿には、管理技術者、作業責任者を除いた作業に関係する技術者の氏名、年令、測量士、測量士補登録番号を工程別又は測量別に記載する。ただし、計画時より数ヶ月後に着手する工程においては、監督職員の承認を得て、当該工程着手前に提出することができる。
- 15 . 管理技術者は、監督職員の承認を得て作業責任者と兼務することができる。
- 16 . 作業計画の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合には、その都度変更に関連するものについて変更計画書を提出する。
- 17 . 監督職員が特に指示した事項については、更に詳細な作業計画書を提出する。
- 18 . 安全管理は、作業に係る安全対策等を記述する。

(様式1)

平成 年 月 日

殿

会社所在地
会社名
代表者氏名

印

作業計画書の提出について

標記について、次のとおり作業計画を立案しましたので、中小企業基盤整備機構
測量作業規程第10条の規定に基づき提出いたします。

作業計画書

- 1. 件 名
- 2. 作 業 量

- 3. 作業区域 別添付図のとおり
- 4. 契約年月日 年 月 日
- 5. 工 期 自 年 月 日
至 年 月 日
- 6. 使用する測量成果 (1)
(2)
(3)
(4)

7. 作業編成

工 程 別	管理技術者及び 作業責任者	測量士又は測量士補登 録番号及び登録年月日	測量の 経験年数	年令	作業員数

8. 作業実施計画表

工 程 別	工 程				備 考
	月	月	月	月	

9. 主要機器

工 程 別	機器の名称及び番号	数量	備 考

10 . 作業の方法

工 程 別	作 業 の 方 法 等

11 . 作業員名簿

工 程	氏 名	年 令	測 量 士 (補) 登 録 番 号	工 程	氏 名	年 令	測 量 士 (補) 登 録 番 号

12 . 安全管理

打合せ記録簿						
第 回	総括監督員	主任監督員	監督員		管理技術者	
発注者・印				請負者・印		
年 月 日	平成 年 月 日 ()			場 所		
業 務 名				打合せ方式	会議・電話・その他	
事 務 所 名				請 負 者 名		
業 務 担 当 課				(会社名)		
出 席 者	発注者側			請負者側		
(打合せ内容・議事要旨)						
(打合せ資料等)						

注1) 本様式は、共通仕様書第10条「打合せ等」に規定する打合せを行う場合に適用する。

注2) 打合せの都度、2部作成し、発注者・請負者双方が保管する。

注3) 打合せ資料等が本紙以外に存在する場合には、資料名称と作成者(発注者・請負者)を明記し、保管の必要があるものは、記録簿に添付して保管すること。

書

発注者・印	総括監督員	主任監督員	監督員	請負者・印	管理技術者		
発議年月日	平成 年 月 日 ()			発議区分	発注者・請負者		
業務名							
事務所名				業務担当課			
請負者名							
事項	下記の通り _____ する。						
(以下、内容)							
				受理年月日	平成 年 月 日 ()		
発注者・印	総括監督員	主任監督員	監督員	請負者・印	管理技術者		
対応	上記の _____ を _____ する。						
(以下、内容・理由・回答)							

- ・本様式は2部作成し、発注者・請負者双方が保管する。
- ・事項欄・対応欄の下線部分については、行為・対応の事項を記入すること。
- ・対応が、了解しない・不受理・不承諾の場合には、理由を記入すること。

通 知 書 (記 入 例)

発注者・印	総括監督員	主任監督員	監 督 員	請負者・印	管理技術者		
	印	印	印				
発議年月日	平成 年 月 日 (火)			発議区分	○発注者○・請負者		
業 務 名	地区 測量業務						
事 務 所 名	開発事務所			業務担当課	課		
請 負 者 名	(株)						
事 項	下記の通り、 <u>通知</u> する。						
<p>(以下、内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区 測量業務の検査を以下の通り実施するので、管理技術者の立会、及び検査に必要な書類及び資料等を取り揃えの上、受検されたい。 ・ なお、本業務においては現地検査は実施しない。 <p style="margin-left: 40px;">日 時：平成 年 月 日 (火)</p> <p style="margin-left: 40px;">場 所：中小機構 開発事務所 会議室</p>							
				受理年月日	平成 1 4 年 3 月 6 日 (水)		
発注者・印	総括監督員	主任監督員	監 督 員	請負者・印	管理技術者		
					印		
対 応	上記の <u>通知</u> を <u>受理</u> する。						
<p>(以下、内容・理由・回答)</p>							

- ・ 本様式は 2 部作成し、発注者・請負者双方が保管する。
- ・ 事項欄・対応欄の下線部分については、行為・対応の事項を記入すること。
- ・ 対応が、了解しない・不受理・不承諾の場合には、理由を記入すること。

協 議 書 (記 入 例)

発注者・印	総括監督員	主任監督員	監督員	請負者・印	管理技術者	
	(印)				印	
発議年月日	平成 年 月 日 (火)			発議区分	発注者・ <u>請負者</u>	
業 務 名	地区 測量業務					
事 務 所 名	開発事務所			業務担当課	課	
請 負 者 名	(株)					
事 項	下記の通り、協議する。					
(以下、協議項目)						
地区 測量業務について、以下事項を協議する。						
1 .						
2 .						
3 .						
				協議年月日	平成 1 4 年 3 月 6 日 (水)	
発注者・印	総括監督員	主任監督員	監督員	請負者・印	管理技術者	
	(印)				印	印
対 応	上記の協議について下記のとおり双方確認する。					
(以下、協議内容)						
1 . について						
2 . について 別途指示書						
3 . について						

- ・本様式は2部作成し、発注者・請負者双方が保管する。
- ・事項欄・対応欄の下線部分については、行為・対応の事項を記入すること。
- ・対応が、了解しない・不受理・不承諾の場合には、理由を記入すること。

業務目的物の部分使用について

平成 年 月 日

株式会社
殿(分任契約職)
開発事務所
所長

印

契約書第 3 3 条第 1 項の規定に基づき、下記部分の使用をしたいので請求する。

業務名「 測量業務」	契約年月日 平成 年 月 日
部分使用の目的	
部分使用	
部分使用期間	平成 年 月 日から乙が当該部分を引き渡す日まで

部 分 使 用 同 意 書

平成 年 月 日

開発事務所
所長 殿住所
氏名

印

上記の部分使用に同意します。

注) 記入・押印済みの本様式の正本を発注者に提出する。請負者においては、本様式の写しを部分使用期間の間、保管するものとする

(様式3～4関係)

1. 打ち合わせ等における発注者・請負者の行為と対応は以下を基本とする。

用語	用語の定義	発議主体		相手方の対応
		発注者	請負者	
指示	請負者に実施させること			了解
請求	相手方に行為を求めること			受理
通知	相手方に知らせること			受理
報告	業務遂行状況を発注者に知らせること			受理
申し出	業務の履行等に関して同意を求めること			承諾
質問	不明な点を問うこと			回答
協議	対等の立場で合議すること			協議
提出	書面、資料等を差し出すこと			受理

2. 監督職員が発議を行う主な事項とその定義

事項	定義	請負者の対応
地元関係者への説明、交渉等に請負者を協力させる場合 (共仕第14条第1項)	指示	了解
地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要が生じた場合(共仕第14条第5項)	指示	了解
契約書第18条、19条、21条の規定に基づく設計図書の変更を監督職員が行う場合(共仕第20条第1項)	指示	了解
業務内容の変更を指示する場合の履行期間変更協議の対象であるか否かの通知(共仕第22条第1項)	通知	受領
業務の一時中止 (共仕第23条第1項)	通知 (指示)	受領 (了解)
契約書第33条の規定に基づき成果品の部分使用を行う場合(共仕第26条第1項)	請求	同意

3. 請負者が発議を行う主な事項とその定義

事項	定義	発注者の対応
特記仕様書、共通仕様書又は図面の間に相違がある場合 (共仕第1条第3項)	質問	回答又は (訂正の)指示
設計図書に疑義のある場合 (共仕第6条第2項)	質問	回答又は指示
業務カルテの登録を行おうとする場合 (共仕第9条第3項)	申し出	承諾
業務カルテ受領書の写しの提出 (共仕第9条第3項)	提出	受理
作業計画書の提出 (共仕第11条第1項)	提出	受理
打合せにおける業務進捗状況等の説明 (共仕第11条第2項)	報告	受理
変更作業計画書の提出 (共仕第11条第3項)	提出	受理
関係官公庁からの交渉を受けた場合 (共仕第13条第2項)	報告	受理 指示等
地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合(共仕第14条第2項)	報告	受理 指示等

(次ページに続く)

(前ページより)

事 項	定 義	発注者の対応
地元関係者への説明、交渉を行った場合 (共仕第14条第3項)	報 告	受 理
現地への立ち入りが不可能となった場合 (共仕第15条第1項)	報 告	受理 指示
第三者所有の土地、工作物を一時使用する必要が生じた 場合(共仕第15条第2項)	報 告	受理 所有者 の了解 通知
発注者の部分使用請求に同意した場合 (共仕第26条第2項)	部分使用同意書 の提出	
共仕第27条第1項及び第2項に規定する業務以外を再 委託しようとする場合(共仕第27条第3項)	申し出	承 諾
成果品を使用、複製しようとする場合または成果内容を 公表しようとする場合(共仕第28条第2項)	申し出	承 諾